

○伊賀市勤労者福祉会館の設置及び管理に関する条例

平成16年11月1日条例第172号

改正

平成17年9月28日条例第85号

平成19年12月26日条例第68号

平成20年3月26日条例第5号

平成22年3月30日条例第2号

平成22年12月28日条例第35号

平成24年3月1日条例第5号

平成25年3月14日条例第4号

平成27年12月25日条例第56号

伊賀市勤労者福祉会館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 労働者の福利増進及び市民の文化向上に寄与するため、その施設として勤労者福祉会館(以下「会館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊賀市勤労者福祉会館

位置 伊賀市上野丸之内182番地3

(管理)

第3条 会館の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が行うものとする。

(休館日)

第4条 会館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用時間)

第5条 会館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長において特別の

事由があると認めるときは、使用料を減免し、又は後納させることができる。

2 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則の定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 非常災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなったとき。

(2) 使用者が、使用開始日前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合であって、市長がこれについて相当の理由があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が還付することに相当の理由があると認めるとき。

3 市長は、労働関係団体等に別表に規定する室以外の会館の一部を1年を限度として継続使用させることができる。この場合の使用料は、市長が別に定める。

4 備品等の貸付料は、市長の定めるところによる。

(使用の許可)

第7条 会館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用方法)

第8条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

2 使用者が会館の使用に当たり、特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用の不許可又は取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当するとき、指定管理者は、使用を許可しない。

(1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は器具を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 公安を害し、又は騒じょうを起こすおそれがあると認めるとき。

(4) その他指定管理者において不相当と認めるとき。

2 既に許可をしたものについては、前項各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すものとする。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、使用を終えたとき、又は使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第11条 建物又は器具を滅失し、若しくは損傷したときは、何人の行為であることを問わず、使用者においてその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会館の利用許可に関する業務
- (2) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他会館の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が認めた業務

(指定管理者の指定の期間)

第13条 指定管理者が会館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日)から起算して3年間とする。

(運営委員会の設置)

第14条 市長は、会館の運営管理に関する事項の諮問機関として、伊賀市勤労者福祉会館運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会の委員は、労働者を代表する者及び公益を代表する者をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

(組織)

第15条 委員会の委員は、15人以内とする。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

(任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期内であっても、第14条第2項に定める委員としての委嘱又は任命を受けるべき要件を欠いたときは、委員の職を失うものとする。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長)

第17条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、市長から要請のあるとき、又は委員の3分の1以上の請求があるとき、委員長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第19条 委員会の庶務は、産業振興部商工労働課において処理する。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、上野市労働会館条例（昭和45年上野市条例第30号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月28日条例第85号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊賀市勤労者福社会館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年12月26日条例第68号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市勤労者福社会館運営委員会規程（平成16年伊賀市告示第80号）により、委嘱又は任命を受けた委員は、この条例の相当規定により、委嘱又は任命されたものとみなす。

附 則（平成20年3月26日条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月28日条例第35号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日条例第5号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月25日条例第56号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	午前	午後	夜	全日
	午前9時～午前12時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時	午前9時～午後9時
室名				
	円	円	円	円
大ホール	3,900	5,800	5,800	13,300
大ホール（使用人員が24人以下の場合）	2,400	3,100	3,100	7,200
中ホール	3,400	4,300	4,300	10,300
中ホール（使用人員が24人以下の場合）	2,400	3,100	3,100	7,200
第1会議室	1,700	2,200	2,200	5,100
第2会議室	1,700	2,200	2,200	5,100

備考 営利事業のために使用する場合は、それぞれの額の倍額とする。